

# 甲賀市観光振興計画

甲賀のお宝発見伝



平成 22 年 3 月

甲 賀 市

目次	2
計画策定の目的	
1. 計画の位置づけ	3
2. 総合計画における施策と観光との関連	4
3. 計画の期間	6
観光とは	
1. 観光振興の果たす役割	7
2. 観光(ツーリズム)産業とは	7
3. 近年の国や県の動向	9
当市の観光面の課題と方針	
1. 当市の観光面における課題	12
2. 当市の観光振興の方針	12
観光振興のための行動指針	
1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます	13
2. 観光客の受入や交流のための環境を整えます	15
3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します	17
地域別観光戦略(観光ゾーニング)	
甲賀市の観光エリア区分	21
1. 「甲賀流忍者」	22
2. 「信楽(紫香楽)」	23
3. 「東海道の宿場」	24
行動に向けた喫緊の課題	
1. 課題と方向性の共有	25
2. 計画の実施体制	25
計画の策定経過	27

## 計画策定の目的

### 1. 計画の位置づけ

市の羅針盤とも言われる甲賀市総合計画（以下「総合計画」）は、平成19年3月に策定されました。

市のあらゆる施策や事業は、この総合計画に基づいて実施されており、観光に関する施策や事業、あるいは目標値についても基本的には全て総合計画に包括されています。

しかし、後述するように観光は大変広い分野に関連を持っていることから、総合計画における施策体系の枠組みを超えた相互連携が必要となりますが、これまで本市においては観光振興についての統一的な指針が明確ではありませんでした。

甲賀市観光振興計画（以下「本計画」）は、市全体が観光振興に対する考え方を共有し、総合計画に基づいてそれぞれの分野で取り組まれている個々の施策や事業を観光振興の観点で相互連携し、総合計画に定めた「人 自然 輝きつづける あい甲賀」を実現することを目的として策定するものです。

本計画は  
総合計画に定める

人 自然 輝き続ける あい甲賀 の実現に向け

1. 総合計画に基づく市の各種施策と、観光振興の関連を示します
2. 甲賀市の観光振興方針を示します
3. 観光振興のための行動計画を示します

## 2. 総合計画における施策と観光との関連

総合計画基本計画に定める施策の体系について、特に観光に関連の深い施策（中区分まで）を示すと下記のとおり広い分野への関連性が伺えます。

### 【施策の体系】

目 標	施策の柱（大区分）	主要施策（中区分）	関連	
目 標 1	生活の安心感をみんな で育てる	ともに認めあう人権文化の まちづくり	人権尊重社会の形成	
			同和問題の解決	
			男女共同参画社会の実現	
			多文化共生社会の形成	○
	みんなを支えあう福祉のま ちづくり		高齢者福祉の充実	
			障がい者福祉の充実	
			地域福祉の充実	
			社会保障の充実	
	安心して子どもを産み育て られるまちづくり		子育て支援の充実	
			保育の充実	
			ひとり親家庭の支援	
	みんなが健康でいきいきと 暮らせるまちづくり		保健・医療の充実	
健康づくりの推進				
目 標 2	自然環境を大切にし、 暮らしの豊かさにつな ぐ	豊かな自然を守り親しむ、う るおいのあるまちづくり	自然環境の保全と共生	○
			水と緑の環境整備	○
		美しいふるさとの風土を守 り育てるまちづくり	ふるさとの風景の保全	○
			美しい風土景観の創造	○
		今あるものを大切にする資 源循環型のまちづくり	省資源・省エネルギーの推進	
		廃棄物処理対策の充実		
目 標 3	安全で快適な生活の基 盤を整え、 まちの活力 を高める	誰もが移動しやすいまちづ くり	道路網の整備	○
			公共交通の充実	○
	安全で快適な定住環境が整 ったまちづくり		住宅環境の整備	○
			防災対策の充実	
			防犯・安全対策の充実	
	情報を暮らしの豊かさにつ なげるまちづくり		電子自治体の構築	
			高度情報化社会への対応	
	新名神高速道路を活かした 活力と魅力あるまちづくり		新名神高速道路を活かした地域整備	○
拠点形成する市街地の整備			○	

目 標 4	地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす	大地の恵み豊かなまちづくり	農業の振興	◎
			林業の振興	○
			畜産業の振興	○
			水産業の振興	○
			鳥獣害対策の推進	
	人行き交い心はずむまちづくり	観光資源の活用	◎	
		受け入れ体制の充実	◎	
		情報発信システムの拡充	◎	
	元気な産業を育むまちづくり	地場産業・工業の振興	○	
		企業立地の促進	○	
		商業の振興	◎	
		就労支援と労働環境の向上		
目 標 5	たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる	学びが生きがいをうみだすまちづくり	生涯学習の充実	○
			人権学習の推進	
			生涯スポーツの推進	
	子どもや若ものがいきいきと育つまちづくり	学校教育の充実	○	
		子どもの安心・安全の充実		
		青少年の健全育成		
	歴史と文化を守り創るまちづくり	文化財の保存と活用	◎	
		伝統文化の継承と啓発	○	
		文化・芸術・芸能の振興	○	

協働の目標	市民と行政の協働により、まちの成長力を高	みんなで支えあう協働のまちづくり	市民が主体となったまちづくりの推進	○
			協働のまちづくりの推進	○
	市民に開かれた効率的な行財政運営	広報・広聴体制の充実	○	
		効率的・効果的な行財政運営	○	

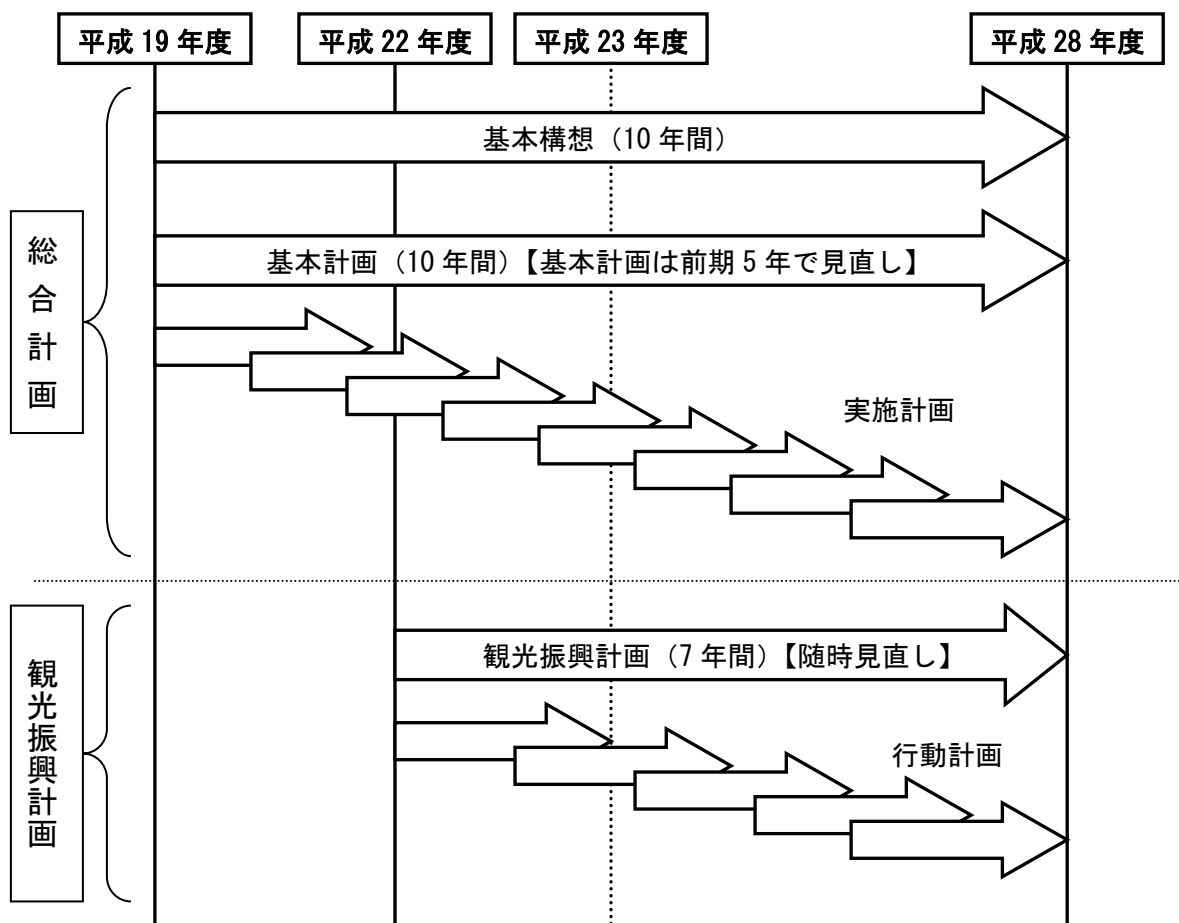
◎特に観光振興に関連の深い施策

○観光振興に関連の深い施策

※印の無い施策についても、観光の多様性により関連を持つ可能性があります。

### 3. 計画の期間

計画期間は平成22年度を初年度とし、総合計画の目標年度である平成28年度までの7年間とします。



この計画期間中、総合計画の基本計画及び実施計画の見直しが行われた場合や、観光業界を取り巻く環境に変化が生じた場合等については、必要に応じて本計画の見直しを行うものとします。

## **観光とは**

### **1. 観光振興の果たす役割**

財団法人日本交通公社によると、観光振興が地域に果たす役割は、大きく「経済的効果」と「社会的効果」に分類されます。

経済的効果としては、観光客による消費支出が増大することによる「既存企業の活性化や新規産業の立地」、「雇用機会の増大」、「住民所得の増大」が挙げられます。

一方、社会的効果としては、「観光客との交流」、「新規定住者の増加」、「地域イメージの向上」が挙げられます。

これらの効果は「インフラ整備進展」、「税収拡大」、「活力ある社会」、「豊かな生活の実現」につながることから、観光の振興が地域振興に大きく関わるものであると言えます。

### **2. 観光(ツーリズム)産業とは**

社団法人日本ツーリズム産業団体連合会によると、観光産業の持つ特性は次のように大きく3つに分類できます。

#### **【多様な地域資源を活用した“地場産業”】**

観光産業は、人・自然・歴史・文化をはじめとした多様な地域資源を複合的に活用することで成り立っています。このため、より多くの地域資源を組み合わせたり、それぞれの付加価値を高めることにより、誘客力や地域内の波及効果の高まりが期待できます。

#### **【地域内における“輸出産業”】**

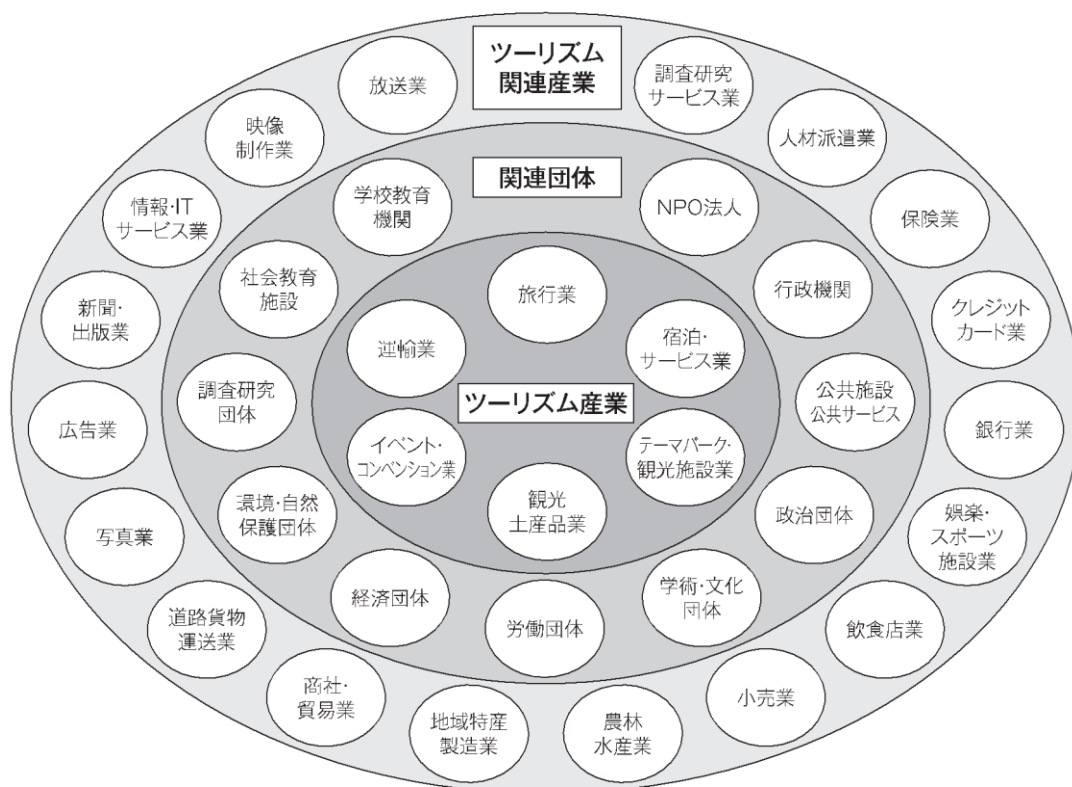
観光産業においては、地域外（外国を含む）からの来訪者が地域内で消費支出することから、地域内における輸出産業としての特性を有していると言えます。

しかも、地産地消により地域内での調達率を高めることによって、波及効果が地域内で循環するうえ、様々な流通コストの削減や環境負荷の低減も可能です。

【幅広い分野の産業により構成される“複合産業”】

観光産業は、幅広く多様な産業によって構成される[下図参照]ことから、観光客が旅行途上に行く消費支出によってもたらされる経済効果が広範囲に波及します。

さらに、旅行商品の企画造成や広告宣伝、代金決済、旅行保険等といった関連ビジネスへの広がりも期待できます。



[出典：社団法人日本観光産業団体連合会]



### 3. 近年の国や県の動向

近年、国や県においては、法整備、計画策定、専門部署の設置などにおいて、観光分野への注力が顕著に見られます。

国・県の計画では、ともに滞在型観光の推進とインバウンド（訪日外国人旅行）の強化が重要な施策として挙げられており、当市においても今後の観光を考えるうえで念頭に置かなければなりません。

#### 【国の動向】

- 平成15年 ・ 「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の開始
- 平成19年 ・ 「観光立国推進基本法」施行
  - ・ 「観光立国推進基本計画」策定
- 平成20年 ・ 「エコツーリズム推進法」施行
  - ・ 「観光圏整備法」施行
  - ・ 観光庁設置

### 観光立国推進基本法の概要

観光基本法(昭和38年)を全面改正。平成18年12月13日成立、平成19年1月1日施行。

#### 題 名

観光立国の実現を国家戦略として位置づけ、その実現の推進を内容とするものであることにかんがみ、題名を「観光基本法」から「観光立国推進基本法」に改正。

#### 前 文

少子高齢社会の到来や本格的な国際交流の進展を視野に、観光立国の実現を「21世紀の我が国経済社会の発展のために不可欠な重要課題」と位置付け。

#### 目 的

観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の発展、国民生活の安定向上及び国際相互理解の増進に寄与すること

#### 基 本 理 念

観光立国の実現を進める上での

- ①豊かな国民生活を実現するための「住んでよし、訪れてよしの国づくり」の認識の重要性
- ②国民の観光旅行の促進の重要性
- ③国際的視点に立つことの重要性
- ④関係者相互の連携の確保の必要性を規定

#### 関係者の責務等

- ①国の責務  
観光立国の実現に関する施策を総合的に策定、実施する。
- ②地方公共団体の責務  
地域の特性を活かした施策を策定し実施。  
また、広域的な連携協力を図る。
- ③住民の責務  
観光立国の重要性を理解し、魅力ある観光地の形成への積極的な役割を担う
- ④観光事業者の責務  
観光立国の実現に主体的な取り組みよう努める。

#### 「観光立国推進基本計画」の作成

- ①観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針
  - ②観光立国の実現に関する目標
  - ③観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
  - ④その他、必要な事項
- を盛り込んだ、閣議決定による観光立国推進基本計画を策定。  
(国土交通大臣がとりまとめを担当)

[出典：国交省HP]

# 観光立国推進基本計画の概要

観光立国推進基本法の制定  
(平成18年12月)

・基本法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「観光立国推進基本計画」を策定(平成19年6月閣議決定)

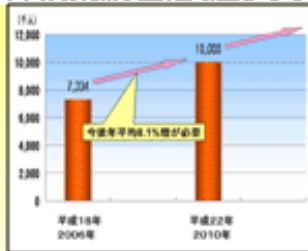
## 基本的な方針

◆国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大するとともに、国民の海外旅行を奨励等

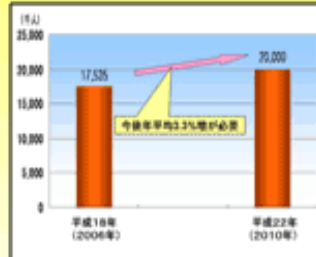
## 目標

計画期間における基本的な目標

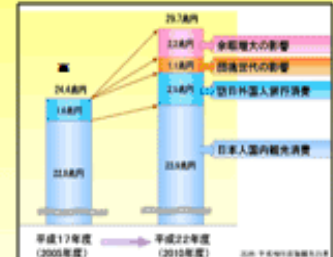
○訪日外国人旅行者数  
平成22年までに1,000万人に、将来的には、日本人の海外旅行者数と同程度にする



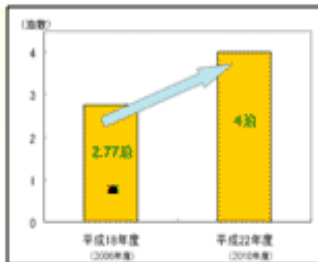
○日本人の海外旅行者数  
平成22年までに2,000万人にする



○国内におこなわれる観光旅行消費額  
平成22年度までに30兆円にする

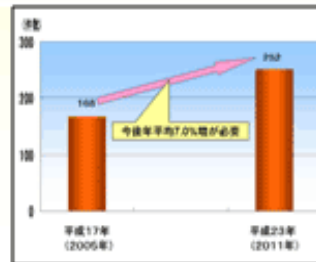


○日本人の国内観光旅行による人当たりの宿泊数  
平成22年度までに年間4泊にする



\*暫定値  
(確定値では、2.72泊)

○我が国におこなわれる国際会議の開催件数  
平成23年までに5割以上増やす



## 計画期間

5年目

\*修正前の値  
(修正後の値は、23.9兆円)

## 施策

目標を達成するための具体的な施策を記述

## その他

毎年度点検を行うとともに、おおむね3年後を目途に見直し等

[出典：国交省HP]

## 【県の動向】

- 平成21年 ・「新・滋賀県観光振興指針 近江の誇りづくり観光ビジョン」策定
- ・観光振興課設置

### 新・滋賀県観光振興指針の構成

#### 第1章 観光の動向

- 観光を取り巻く社会情勢の変化(少子高齢化・人口減少、ライフスタイルの多様化、情報化社会の進展など)
- 国の動向(ビジット・ジャパン・キャンペーンの展開、観光立国推進基本法・エコツーリズム推進法施行、観光庁発足など)

#### 第2章 滋賀県観光の現状と課題

##### ●滋賀県の優位性

- ・個性豊かな観光資源
- ・恵まれた交通アクセス
- ・豊富な「知」の拠点

##### ●滋賀県の観光を取り巻く状況

- ・観光客数増加、宿泊客数低迷
- ・外国人観光客数は増加傾向
- ・少ない国際コンベンション開催実績 など

##### ●県の観光振興における課題

- ・積極的な「滋賀県の魅力」の発信 ・魅力ある観光プログラムの創造と国際観光の展開 ・おもてなしの心あふれる「滋賀」へ

#### 第3章 基本方針

観光交流時代における新しい滋賀の創造と発信に向けて

#### 第4章 基本目標

「滋賀」の認知度向上

滋賀の特性を活かした国際  
観光・滞在型観光の推進

観光交流の活性化に向けた  
受け入れ環境の整備

#### 第5章 観光振興戦略および施策の展開方向

滋賀ならではの  
観光ブランドの  
創造・発信

滋賀の観光情報  
の発信強化および  
ネットワーク化の  
推進

滋賀の優位性  
を活かした国際  
観光の展開

滋賀の素材を  
活かした  
ツーリズムの展開

受け入れる人びとの  
「おもてなし」の向上  
と居心地の良い  
「まちづくり」の推進

具体的な施策の展開

#### 第6章 観光産業の振興に向けた多様な主体による協働の推進

県

ビューロー

市町

観光関連団体

観光  
事業者

県民など

[出典：滋賀県HP]

## **当市の観光面の課題と方針**

### **1. 当市の観光面における課題**

当市においては、これまで「観光振興」についての統一的な考え方や方針が明確ではありませんでした。

従来の観光振興策は、どちらかと言えば伝統行事としての地域文化や祭礼、歴史遺産の保存伝承、あるいは単発のイベント開催による一時的な集客のために予算とマンパワーが注がれてきており、「観光産業」や「経済効果」という観点からの観光振興策は、一部の地域や事業者等を除いて、ほとんど取り組まれていませんでした。

このため、市内で多くの行事やイベントが開催されているにも関わらず、相互の連携や統一感はあまりなく、年間を通じた集客や観光消費の喚起を通じて、観光産業を振興するほどの大きなPR効果や継続した経済効果を生み出すことは困難な状況でした。

これまでのような行事やイベントに注力する観光振興策では、それらに必要な事業予算を市の補助金や企業・個人からの寄付金に依存する傾向が強く、社会の経済情勢や市の財政状況が厳しくなるにつれて財源確保が難しくなっています。また、スタッフの確保や教育指導、安全・衛生管理の面においても、これまで以上の徹底が求められるようになってきています。

このような状況から、従来の手法には限界が生じてきており、観光振興施策の見直しと統一的な方針の策定が必要となっています。

### **2. 当市の観光振興の方針**

当市は、平成16年の合併によって、豊かで広大な自然と多様な歴史、文化、産業など多くの観光資源を得ました。

また新名神高速道路の開通に伴い、市内にインターチェンジが3箇所設置され、京阪神・中部の大都市圏から約1時間程度でアクセスすることが可能になったことで、より多くの来訪者を迎えるための大変有利な交通条件が整いました。

今後、当市はこの多くの観光資源と地理的な優位性を十分に活用し、現在の観光面における課題を踏まえながら、「人 自然 輝き続ける あい甲賀」を実現するため、次に示す方針と行動指針により様々な観光振興施策に取り組んでいくものとします。

## 甲賀市観光振興の方針

観光による産業振興を通じて地域への経済効果を高めます

### 行動指針

1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます
2. 観光客の受入や交流のための環境を整えます
3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します

## **観光振興のための行動指針**

### **1. 普段の生活の中に観光資源を見出しその魅力を高めます**

#### **通年型の観光推進**

近年、旅行の形態が多様化し“異日常”の体験を目的とした「ニューツーリズム(※1)」と総称される新しい観光スタイルが注目されています。

これはイベントや特別な観光施設だけではなく、何気ない普段の生活風景や地域特性、産業などが、そのまま観光資源になる可能性を秘めているということを示しています。

また、イベントのように一時に多くの人数を集客するのではなく、年間を通じて“まちなか”へと誘客を図ることにより、住民が観光受け入れに参加する機会が増えることになり、観光客との交流機会やビジネスチャンスにもつながります。

「“ないものねだり”ではなく“あるもの探し”」という言葉がよく使われるように、まちに誇りを持ち、普段の生活風景の中にある観光資源を見出し、その魅力を高め、地域活性化につなげることを目指すものです。

## ※1 ニューツーリズム

厳密な定義はなされていないが、従来の物見遊山的な観光旅行に対して、テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた新しいタイプの旅行を指す。テーマとしては産業観光、エコツーリズム、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、ロングステイなどが挙げられる。旅行商品化としても地域の立場から特性を活かすことが必要で、その意味でニューツーリズムは地域活性化につながる新しい旅行の仕組み全体を指すとも言える。

[出典：国交省HP]

■ 行動計画	概要
①観光資源カルテの整備	地域の歴史・自然・文化・産業などを観光の視点からデータ整備することにより、地域に眠っていた観光資源を顕在化させ、新たな価値を発見します。
②産業観光の可能性検討	市内の企業と連携し、企業が有する技術や施設、生産現場などを見学したり体験できるような観光の仕組みを検討します。
③公共交通と観光振興の連携	市民の生活交通である鉄道やバス等の公共交通を活性化するため、交通政策部署との連携を図りながら、沿線の観光開発によって観光旅客輸送を増やす取り組みを行います。
④観光に関する市民向け講座の開催	地域の歴史・自然・文化など、観光に関する市民向け講座・学習会を開催し、市民の観光への関心及び地域に対する知識や誇りを高めます。
⑤市民による観光モニター	市民から観光モニターを選び、市内観光の体験レポート記事を広報紙に掲載することで、市民向けの観光啓発を行います。
⑥学校教育との連携	学校の体験学習や総合学習と連携し、ボランティアガイドによる地域の歴史・文化に関する講座を開講したり、学校給食への地元産食材を増やすことにより、子どもたちが地域のことについて学んだり体験できる機会を増やします。
⑦農山村環境の保全	農業振興部署との連携により、耕作放棄地対策や中山間地域対策を強化し、美しい農山村

	<p>景観の保全に努めるとともに、「空気がきれい」・「のどか」・「水がきれい」・「自然に触れられる」といった地域イメージを高めます。</p>
--	--

## 2. 観光客の受け入れや交流のための環境を整えます

### 来訪者に対する受け入れ体制の整備

観光客を受け入れるためには、道路や駐車場などといったハード面の整備に加え、容易に市内の観光情報を入手出来るような観光案内所を設けたり、分かりやすい案内看板を設置するなど、来訪者の立場に立った案内体制の整備が必要です。

行政と住民・事業者がお互いに協力しながら、これらの整備を段階的に進めていくことにより、来訪者と住民の双方にとって利便性の高いまちづくりにつながります。

### 「おもてなしの心」や接客マナーを育成し、観光客との交流を深める

市民が「おもてなしの心」を持ち、来訪者を温かく迎え入れることができるようなまちの雰囲気は、訪れた人の心に響き、リピーターや新たな来訪者を呼びます。そのためには、観光事業者を中心とした接客マナーの研修や、観光ガイドの育成、市民向けの学習会などによって、“人”を育てていくことが必要です。

このようにして、観光客との交流を深めていくことが、まちの賑わいや住民自身の成長にもつながります。

■行動計画	概 要
①観光協会の機能強化	観光協会の合併や法人化による組織強化、また観光に関する専門知識を有したコーディネーターの配置等により、観光協会の受け入れ機能を強化します。
②「(仮称)まちかど案内所(※2)」の設置	拠点としての観光協会事務所のほかに、市民や事業者等と連携しながら、観光客が気軽に立ち寄ることができる「(仮称)まちかど案内所」の設置を進め、きめ細かな観光案内体制を整えます。

③観光セミナーや研修・講習の開催	専門分野の講師を招き、観光に関するセミナーや、受け入れに必要な接遇マナー、心構え、安全・衛生管理等に関する研修・講習を開催します。
④観光ガイドの育成と組織化	観光ガイドの養成講座やスキルアップ研修を開催し、ガイドの人材育成及び組織化を進めます。 また、外国語ガイドの体制整備について、今後の誘客戦略を踏まえながら検討します。
⑤まちの「顔」づくり	まちを元気にする熱意とリーダーシップを持った人や、外部に情報発信することができる知名度・影響力のある人に まちの“顔”として活躍してもらうため「観光大使」等の制度整備を進めます。
⑥市民が観光受け入れに参画できる機会を創出	市民が積極的に観光受け入れに関わることができるよう、観光に関する市民からの企画や提案を施策に反映する仕組みづくりを進めます。 また、ホームページや観光ガイドに掲載する市内の観光地及びイベントに関する動画や写真、体験記について市民から公募するなど、協働の取り組みを推進します。
⑦農家民宿と農業体験プログラムの確保	交流を楽しみながら農山村の生活が体験できる農家民宿を確保し、農作業や自然などの地域資源を生かした屋外体験及び特産加工、郷土料理づくりや地域文化活動などの室内体験プログラムを整備します。
⑧「都市農村交流受入窓口協議会」の設置	農山村体験・交流事業の運営および活動の受入調整を担う地域協議会を民間主導で設置します。

## ※2 (仮称) まちかど案内所

観光客向けのパンフレット配布、観光案内、トイレの提供などに協力いただける市内の事業者等を選考し、接遇や観光案内に関する講習を経て「(仮称)まちかど案内所」に指定。観光客の利便性向上を図るとともに、指定を受けた事業者にとっては目印となる看板等の設置や観光パンフレットへの掲載により誘客につなげる。



### 3. 「観光資源」を「観光商品」として売り出します

#### 点から線、線から面へ

市内に点在する多くの「観光資源」は、“テーマ”や“モノガタリ性”を持たせてルート化したり、相互に連携して質を高め、点から線、線から面へと広がることで「観光商品」となります。

さらに、市内の農産品の付加価値向上やブランド化の推進、“安心”で“安全”な特産物を活かした物産や食事、土産物などを充実していくことによって甲賀市観光の商品価値を高めることが、観光消費額や経済効果の増加にもつながります。

#### マーケティングや観光業界の流通システムを活用した戦略的営業活動

「観光商品」を市場に流通させるためには、マーケティング手法や観光業界の流通システム等を活用し、絶えず情報収集を行いながら市場のニーズに対応した商品やサービスの提供体制を整えることが必要です。また商品特性や販売戦略に応じたターゲット層を定め、「最適な商品」を「最適な価格」、「最適な方法」で市場へ投入することが重要です。

今後、観光協会や民間事業者などと連携し、マーケティングや営業活動を強化しながら、甲賀市そのものを「観光商品」として売り出し、観光誘客による地域への経済効果につなげていくための戦略を構築します。

■行動計画	概要
①観光分野のビジネスマッチングを実施	市内の観光事業者、農業者、商工業者等を対象に、観光を切り口とした連携や、新産業・新サービス創出を図るため、ビジネスマッチング（事業者間交流）を実施します。 また、各種専門機関との連携により、販路開拓やバイヤーへの取次ぎ等のコンサルティングを行います。 これらの取り組みを通じた将来的な目標として、「(仮称)甲賀観光ビジネスメッセ」の開催を目指します。
②「甲賀ブランド」の一体的な推進	多様な分野において推進されている「甲賀ブランド」の価値を一体的に高めるため、地域のイメージ向上やブランドコンセプトの統一に向

	けた調査・検討を行うとともに、関係者による共通認識や協力関係を深めます。
③観光商品の造成	観光資源のルート化や、相互連携による品質及び内容を向上させることにより「観光商品」の造成と観光客による域内消費額の増加に務めます。 将来的な目標として、観光協会による第3種旅行業の取得(※3)による着地型旅行(※4)の造成を目指します。
④広域連携の推進	交通アクセスが向上したことにより、旅行客の行動範囲が広がっており、広域で旅行客を囲い込むために近隣地域や集客力のある観光地との連携を強化します。
⑤マーケティング・リサーチの実施	年間4回の観光入込み客調査に加え、観光客に対するアンケート調査や事業者からの聞き取り等を実施し、消費者ニーズや実態の把握に努めます。 また、近隣観光地や国内旅行の情勢、価格競争力の分析を行い、商品造成と販売戦略に反映します。
⑥営業活動による販路・人脈の開拓	都市部をはじめ、各地域の旅行事業者に対する定期的な営業訪問及び説明会への参加、ダイレクトメールの発送等により、販路と人脈の開拓に努めます。 また業者名簿の作成により、情報の蓄積を行います。
⑦情報の共有と学習機会の提供	マーケティング等により蓄積した消費者ニーズや観光業界の動向、国や外郭団体の補助金や支援策に関する情報について、市内の関係者が共有したり相互に学習できる機会を提供します。
⑧効果的なメディア戦略の推進	観光地を紹介する旅番組や情報番組、新聞雑誌に対する情報提供の他、映画やテレビドラマのロケーション誘致にも力を入れるなど、当地域の情報発信のために各種メディアを効果的に活用します。

### ※3 第3種旅行業の取得

#### 第3種旅行業務の範囲の変更について

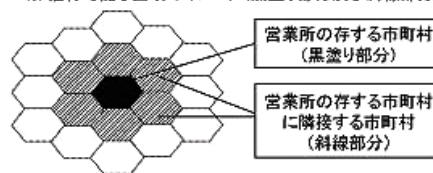
##### 背景

- 地域が企画する創意工夫に富んだ旅行商品の流通を促して地域振興を進める観点から、第3種旅行業者が募集型企画旅行を行えるように検討を行う旨、「構造改革特区の第8次提案に対する政府の対応方針」(平成18年2月15日構造改革推進本部決定)に盛り込まれた。
- これを受け、「創意工夫豊かな地域の企画旅行商品の流通促進に関する委員会」の下に「制度問題分科会」を設置し、検討を行った結果、第3種旅行業者が従来の営業保証金及び最低資本金のままで、一定の条件を満たす募集型企画旅行を実施することができることとする等を内容とする報告書が平成18年6月に取りまとめられた。
- これを踏まえ、旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)を改正し、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施に関し必要な規定の整備を行う。

##### 改正の概要

- 次の条件の下、募集型企画旅行を実施することができるよう、第3種旅行業務の範囲を変更
  - ・ 旅行の催行区域が、旅行毎に、一の営業所の存する市町村、これに隣接する市町村及び国土交通大臣の定める区域\*の区域内に設定されていること
  - ・ 旅行代金(一定の比率以内で設定される申込金を除く。)については、旅行開始日より前の収受は行わないこと

※ 催行可能な区域のイメージ(黒塗り部分及び斜線部分)



営業所の存する市町村  
(黒塗り部分)

営業所の存する市町村  
に隣接する市町村  
(斜線部分)



消費者保護を図りつつ、地域の観光資源を熟知した地元の中小観光事業者による旅行商品の創出を促進。

(参考) 制度改正後の旅行業者の業務範囲等

	業務範囲				主な登録要件	
	企画旅行		受注型	手配旅行	営業保証金	基準資産額
	募集型	海外				
第1種	○	○	○	○	7000万円	3000万円
第2種	×	○	○	○	1100万円	700万円
第3種	×	○ (区域限定かつ 当日払い)	○	○	300万円	300万円

[出典：国交省HP]

### ※4 着地型旅行

着地型とは、これまでの旅行商品が都市部の旅行会社で企画・造成される「発地型」であったのに対し、旅行目的地側主導で行うことを指す。これまでは、旅行者のニーズを把握し情報を発信するのに便利な発地型が大半だったが、消費者志向の多様化にともない、地元の人しか知らないような穴場や楽しみ方が求められるようになり、着地型が見直されている。地元にとっても新しい観光素材を掘り起こし、都市部の旅行会社に提案する着地型が地域おこしにつながるとして力を入れている。

[出典：株式会社ツーリズム・マーケティング研究所]

## 地域別観光戦略（観光ゾーニング）

当市は、田園や山河が織り成す美しい風景と、米や茶などの農産物が豊かに実る自然環境に恵まれています。また多くの寺社仏閣や歴史の宝庫であり、様々な文化や産業が発展してきました。

市制施行5周年を記念して選定した「であい・こうか八景（※5）」をはじめ、市内の多様な観光資源を活用し観光商品を造成していくためには、対外的な知名度や注目度が高いもの、また商品化の可能性があるものを優先的に売り出すことで、まずは当地に関心を持ってもらったり目を向けてもらうことが必要です。

当市では、知名度や地域特性、また旧町時代からの観光振興施策の流れも踏まえたうえで、「甲賀流忍者」、「信楽（紫香楽）」、「東海道の宿場」の3つのテーマ毎に市域をゾーニング（エリア区分）し、重点的に観光振興に取り組むこととします。

### ※5 であい・こうか八景

#### ①びわこの源流

鈴鹿山脈の御在所山に源を発し、甲賀市を貫流する野洲川。その支流では、春は桜、初夏は蛍、秋は紅葉、冬は雪景色など、見事な四季折々の風景に出逢えます。

#### ②陶都の山容

信楽では、笹ヶ岳をはじめとする峰々の稜線の美しさ、山道に咲く市の花「ササユリ」、溪流から流れる神秘的な「鷄鳴の滝」など、高原ならではの自然に出逢えます。

#### ③豊かな田園

良質な米を育てる甲賀の田園では、春は緑の早苗が風になびき、秋は黄金色の稲穂が頭をたれ、その風景は、豊かな甲賀の風土に出逢えます。

#### ④お茶のふるさと

日本最古と伝えられる茶産地や、滋賀県下一の生産量を支える広大な茶畑では、初夏のころには緑豊かな風景と、ふくいくたるお茶の香りに出逢えます。

#### ⑤甲賀の里を望む

日本真鍮の元祖が祀られる庚申山からは甲賀の里が一望でき、眼下には国史跡に指定された「城跡」や日本の動脈「新名神」が望め、甲賀のいまむかしに出逢えます。

#### ⑥東海道の道しるべ

古城山は、東西南北どの方向から見ても山容を同じくせず、古来より交通の要衝にあって、街道を行き交う旅人の目印となり、また、東海道の土山・水口では宿場町とし

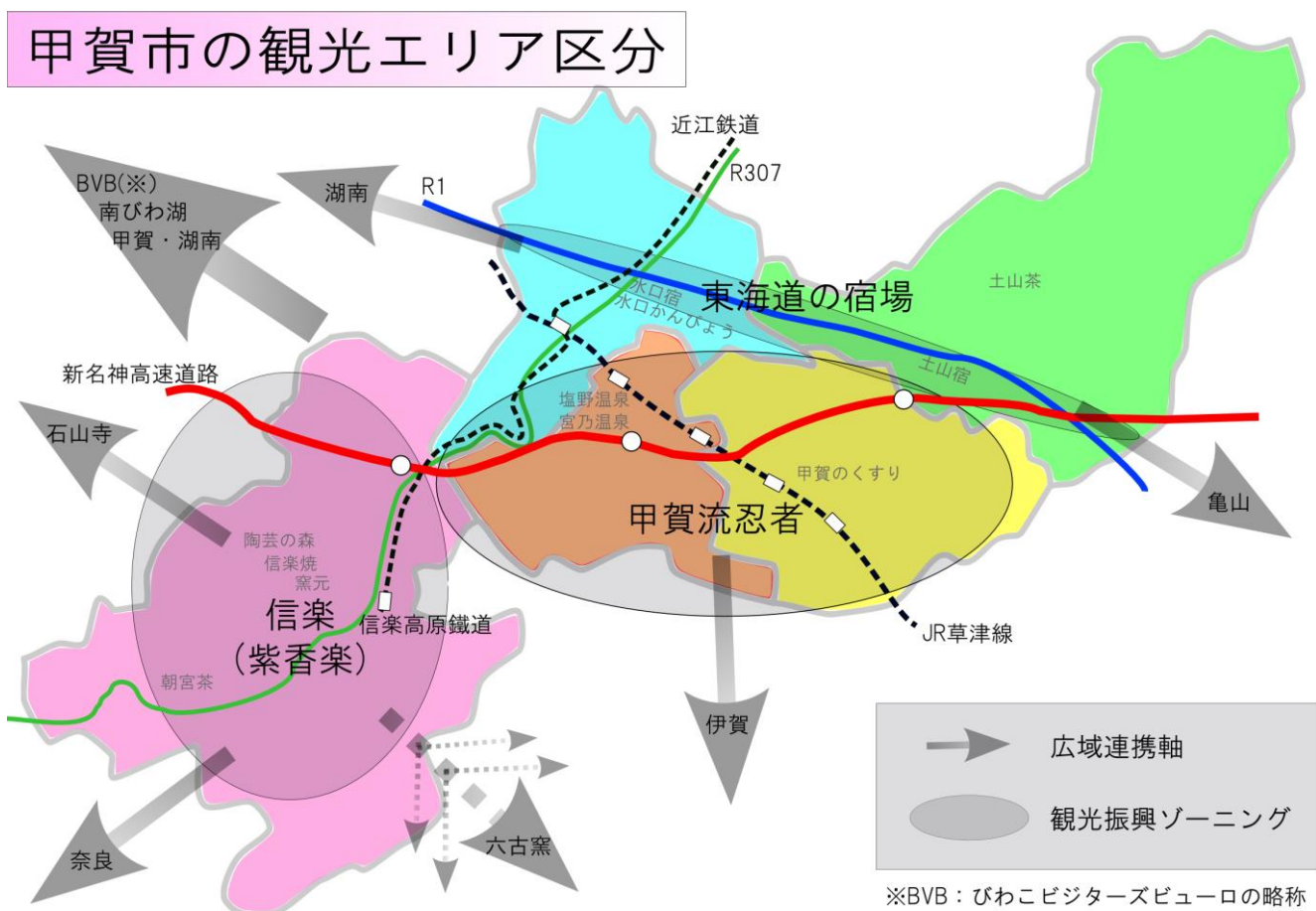
て栄えた往時の息づかいに出逢えます。

### ⑦甲賀の車窓から

甲賀市では、信楽高原鐵道・JR草津線・近江鐵道の3つの鐵道が自然の中を走る姿に出逢えます。里山をはじめとする鈴鹿連山など乗客の心を和ませる四季折々の風景にも出逢えます。

### ⑧甲賀のにぎわい

甲賀市には、住む人々の心意気により生まれ、脈々と受け継がれてきた祭りや伝統芸能が数多くあり、人や文化に出逢えます。さらに、新しく生まれた文化が、まちなぎわいを広げます。



## 1. 「甲賀流忍者」

市の名称でもある「甲賀」。一般的には甲賀流忍者として高い知名度があります。この知名度を新たに創りあげることには大変難しいものであり、市の大きな財産と言えます。

外部の人にとっては“忍者の里”としての「甲賀」が、当市に対して抱くイメージや来訪動機につながる可能性は大きく、総合計画に掲げるように様々な分野での「甲賀ブランド」を創出していく過程においては、このことを十分念頭に置いておく必要があります。

また外国において“Ninja”は、“Samurai”や“Geisha”と同様に、日本の特徴的な存在として知られています。

先に述べたように、「観光立国推進基本法」の施行や「ビジット・ジャパン・キャンペーン」など、国ではインバウンドを大幅に増加させるための施策が進められており、甲賀流忍者の里である当市には、海外における“Ninja”という知名度を有効活用して誘客につなげる絶好の機会が訪れていると言えます。

現状としては、一部の民間施設などを除いて市内に忍者の里を感じさせるものは少ないですが、忍者は漫画やアニメ、テレビや映画などで題材にされ話題となる機会が多いことに加え、国のインバウンド施策による追い風も踏まえると、将来へ向けた観光分野の成長戦略として、忍者を切り口にした観光振興に取り組めます。

■行動計画	概要
① “忍者の里”の雰囲気醸成	甲賀町域に多く見られる「忍者の飛び出し人形」は、交通安全の啓発だけでなく“忍者の里”としての雰囲気づくりにも一役買っており、市内他地域にも設置が広がるようPTA等との連携を進めます。 他にも“忍者の里”を感じさせる身近な取り組みについて関係者との検討を行います。
② 観光戦略及び受け入れ体制の検討	国内の誘客及びインバウンド誘客を推進するための戦略や必要な受け入れ体制について、関係機関による検討の場を設けるとともに、びわこビズターズビューロや旅行業者、周辺の観光施設等との連携や情報交換を行います。

③忍者検定の定着	これまで甲南町観光協会が中心となって実施されてきた「忍者検定」について、一過性のものではなく定着していけるよう、開催方法などについて検討します。
④伊賀市との連携強化	伊賀市は忍者を観光資源として有効活用している先進地であり、高い集客力があります。伊賀・甲賀広域連携を軸としながら、同じく忍者の里として観光面での連携をさらに強化していきます。

## 2. 「信楽（紫香楽）」

紫香楽宮に起源があるとされ、六古窯のひとつに数えられる「信楽焼」の知名度は高く、当市の観光入込客の約半数が信楽地域を訪れています。観光客を受け入れることができる施設や、陶器類を中心とした土産物を取扱う商店なども信楽地域に一定の集積が見られるなど、信楽焼は地域経済の核となっています。

しかし、安価な外国産陶磁器に押されるなどして、信楽焼の生産額は年々落ち込んできており、さらなる観光誘客による底上げが必要なことから、信楽町観光協会を中心に奈良や京都、石山寺などといった近隣の観光地との交流や広域連携による誘客活動が活発に進められています。また平成18年、滋賀県版経済振興特区制度に基づき「国際陶芸産業都市」特区計画の認定を受け、平成22年度には「信楽陶芸トリエンナーレ<sup>(※6)</sup>」の開催が予定されるなど、信楽焼は、当市を代表する観光資源として今後ますます発信力を高めていこうとしています。

市としては、特区推進室を設け専任職員を配置しているところですが、特区地域を超えた市内全体への波及効果がでるよう、観光部門との連携を密にしていきます。

### ※6 信楽陶芸トリエンナーレ

「信楽陶芸トリエンナーレ事業」は、信楽の産地振興・まちづくりを推進する「特区計画」の目玉事業であり、陶芸・産業・観光などの各分野で「日本の信楽から世界のSHIGARAKI」になることを表明する大舞台に相応しい取組を行うものである。トリエンナーレ事業を通じて、国際的に拓かれた信楽焼の振興と産地振興に取組んでいく。

[出典：信楽陶芸トリエンナーレ基本計画]

■行動計画	概要
①信楽陶芸トリエンナーレをきっかけとした観光誘客の強化	<p>信楽焼を核に、紫香楽宮跡遺跡、朝宮茶などの地域資源を織り交ぜながら、新たな信楽の発信による観光誘客の強化や地場産業の活性化を推進します。</p> <p>また、信楽を訪れた観光客が市内他地域にも波及するよう、市内全体での受け入れ体制を整えます。</p> <p>[トリエンナーレ基本計画に基づく]</p>
②信楽高原鉄道との連携による観光旅客誘致	<p>市の第3セクターである信楽高原鉄道について、乗車することが観光目的の一つとなるよう観光路線としての魅力を高め、同鉄道を利用した信楽への観光誘致を図ります。</p>

### 3. 「東海道の宿場」

当市は東海道が市域を東西に横断し、東海道五十三次の土山宿と水口宿では往時の賑わいの名残が見られます。また街道や町人文化に由来する史跡や伝統が多く残されています。

街道付近の寺社である大池寺や田村神社、或いは水口神社の曳山祭には全国から多くの参拝者・観覧者が訪れているものの、特定の祭礼時期に集中したり、まちなかへの回遊や波及効果が少ないため、これまで観光資源として十分に活かすことができない状況にありした。

近年、団塊世代の定年退職や健康志向、ウォーキングブームなどにより、東海道を歩く人の数が増えていることから、集客力のある寺社や沿道の宿泊施設等と連携をとりながら、両宿場を中心とした街道沿い一帯が単なる通過点ではなく“目的地”や“立ち寄り所”となるような仕組みづくりを進めていくことにより、まちなかの活性化を目指します。

■行動計画	概要
①回遊性の向上	<p>大池寺や田村神社など街道沿いの集客力が高い施設から、宿場のまちなかや近隣地域に人が回遊するためのルート化や相互連携に取り組みます。</p>



②空き店舗活用	街道筋の町家および空き店舗を活用したコミュニティビジネス（※7）や立ち寄り所の整備に対する支援を検討します。
③土山宿と水口宿の連携	土山宿と水口宿について、同じ「東海道の宿場」としての一体的なPRや観光整備を進めていきます。

#### ※7 コミュニティビジネス

コミュニティビジネスは、地域資源を活かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

[出典：経済産業省HP]

## 行動に向けた喫緊の課題

### 1. 課題と方向性の共有

観光は非常に広い分野への関わりがあることから、多くの人の関与を必要とします。これら関係者が課題を共通認識し、方向性を共有することが重要となります。

当市においては、今回初めて観光振興の目指す方向性を定めることとなったため、従来の考え方や手法との違いなどから混乱が生じたり、共通理解が得られにくいことも考えられます。

このため、計画策定後の早い段階においては、観光セミナーや研修会を実施したり対話の機会を多く設けるなど、関係者の共通認識を深めることに重点を置くこととします。

### 2. 計画の実施体制

本計画では、特定の実施主体を定めていません。これは観光が非常に多様な人々の関わりで成り立っており、特定の人や組織のみが成せるものではないからです。

このため計画ではランドデザインのみを提示し、具体的な取組みについては大きな自由度があることから、多様な人々が観光との関わりを持てるような仕組み作りを

早急に行います。

また、観光協会については観光振興の中心的な役割を果たしていくべき組織であると位置づけています。甲賀市観光協会の合併協議については、現時点では信楽を除く4町で進められることになりましたが、本計画の目指す方向性と観光協会の進む方向が異なることのないよう、必要に応じて協議や意見交換を行う場を設けていくこととします。

市の組織体制においても、部署間の調整や意志統一の必要性があることから、随時、関係部署による協議の場を設けます。

## 計画の策定経過

甲賀市観光振興計画検討委員

任期H21.7.30～H22.3.17

職名	氏名	備考
甲賀市観光協会（水口町観光協会推薦）	小坂堅氏	
甲賀市観光協会（土山町観光協会推薦）	吉永治一郎	
甲賀市観光協会（甲賀町観光協会推薦）	杉本知子	
甲賀市観光協会（甲南町観光協会推薦）	寺井喜志雄	
甲賀市観光協会（信楽町観光協会推薦）	奥田忠司	副委員長
甲賀市の商工団体代表	杉田利正	
甲賀市の農業団体代表（JAこうか）	土山真司	
学識経験者	西村三喜枝	
学識経験者	上田悦男	
学識経験者	高田信男	委員長
	黒葛原健治	アドバイザー

[敬称略]

### 委員会開催履歴

日時	概要
第1回 平成21年 7月30日	・委員委嘱 正副委員長選出 ・計画策定の目的 スケジュールについて
第2回 平成21年 8月20日	・アドバイザーの選任について ・計画の施策について
第3回 平成21年 9月15日	・アドバイザー講演 ・市の目指す観光の姿について
第4回 平成21年10月 7日	・計画の目標、重点ポイントについて
第5回 平成21年11月19日	・BVB説明会 インバウンド誘致について ・戦略的項目について
第6回 平成21年12月21日	・計画原案について
第7回 平成22年 1月22日	・計画原案の最終確定
第8回 平成22年 3月17日	・パブリックコメントの意見検討 ・計画最終決定